

公益財団法人豊田都市交通研究所評議員会規則

(趣旨)

第1条 公益財団法人豊田都市交通研究所(以下「研究所」という。)の評議員会の運営については、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(権限)

第2条 評議員会は、法令に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をするものとする。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、役員を選任及び解任のみを議題とする会議及びやむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 研究所の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集手続)

第4条 評議員会の招集の通知は、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して発しなければならない。

2 前項の通知は、会議の開催日時、開催場所及び審議事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第5条 評議員は、評議員会を欠席するときは、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(出席状況の報告)

第6条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、研究所の事務職員をして行わせることができる。

(議題の審議順序)

第7条 議長は、あらかじめ招集の通知に記載した審議事項の順序に従い議題を付議するものとする。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができるものとする。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等による報告及び説明)

第8条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 理事は、前項の規定による求めがあったときは、議長の許可を受けた上で、説明し、又は補助者に報告又は説明をさせることができる。

3 議長は、評議員から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）第184条の規定による議案の提出があった場合は、当該議案について評議員に対し説明を、理事又は監事に対し意見を求めるものとする。

（説明義務者）

第9条 評議員が理事に行った質問に対する説明は、理事長又はその指名した理事が行うものとする。

2 前項の場合において、理事は、議長の許可を受けた上で、説明をし、又は補助者に説明をさせることができる。

3 評議員が監事に行った質問に対する説明は、各監事が行うものとする。ただし、監事の意見が統一されている場合は、監事の協議により定めた監事が説明をすることができる。

（一括説明）

第10条 理事又は監事は、評議員の質問に対し、一括して説明をすることができる。

（説明の拒絶）

第11条 理事又は監事は、評議員の質問が次に掲げる理由に当たるときは、説明をしないことができる。

（1）質問の内容が評議員会の審議事項に関連しないものであるとき。

（2）説明をするために調査をする必要があるとき。

（3）説明をすることにより研究所その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害するおそれのあるとき。

（4）質問が重複するとき。

（5）その他説明をしないことにつき正当な理由があるとき。

（採決）

第12条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了し採決しなければならない。

2 議長は、採決は議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

（延期又は続行）

第13条 評議員会は、会議を延期し、又は続行する場合は、決議をしなければならない。

2 前項の決議は、延会又は継続会の日時及び場所についても決定をしなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合において、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知するものとする。

4 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より1月以内に定めなければならない。

（閉会）

第14条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなけ

ればならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 評議員の現在数
- (3) 会議に出席した評議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 研究所定款（平成21年11月2日決定）第26条第4項の規定により評議員会の決議があったものとみなす場合の議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 前2項の議事録は、10年間研究所の事務所に備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第16条 招集権者は、議事録が作成されたときは、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

（改廃）

第17条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成21年11月30日決定）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。